

学校教育法第93条第2項に基づき  
学長が学部教授会に意見を聴く事項について

平成27年4月1日  
島根県立大学学長決裁

学校教育法第93条第2項に基づき学長が学部教授会に意見を聴くことが必要なものについて、下記の通り定めたので通知する。

記

学校教育法第93条第2項に基づき、学長は当該学部に係る次の事項について教授会の意見を聴くものとする。

1. 学生の入学及び卒業に関する事
2. 学位の授与に関する事
3. 教育課程の編成に関する事
4. 学生の懲戒に関する事
5. 教員の公募採用に係る候補者選考に関する事

以上

附 則

1. この決裁は平成27年4月1日から施行する。

附 則

1. この決裁は平成30年4月1日から施行する。

学校教育法第93条第2項に基づき  
学長が別科委員会に意見を聴く事項について

平成27年4月1日  
島根県立大学学長決裁

学校教育法第93条第2項に基づき学長が別科委員会に意見を聴くことが必要なものについて、下記の通り定めたので通知する。

記

学校教育法第93条第2項に基づき、学長は別科に係る次の事項について別科委員会の意見を聴くものとする。

1. 学生の入学及び修了に関する事
2. 学位の授与に関する事
3. 教育課程の編成に関する事
4. 学生の懲戒に関する事
5. 教員の公募採用に係る候補者選考に関する事

以 上

附 則

1. この決裁は平成27年4月1日から施行する。